

公募型プロポーザル実施公告

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

新潟市長 中 原 八 一

1 業務概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 件 名 | 新潟市新亀田清掃センター整備に係る設計・施工監理業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 「新潟市新亀田清掃センター整備に係る設計・施工監理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |
| (4) 選 定 方 法 | 公募型プロポーザル方式により提案書等の評価を行い、最も優れた提案を行った者と交渉のうえ、契約を行う。 |
| (5) 提案上限価格 | 3 3 0, 9 7 9, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| (6) 最低制限価格 | 設けない。 |

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 新潟市(以下「本市」という。)の競争入札参加資格者名簿(建設コンサルタント)に登録されている者。
- (3) 市内に本支店、営業所等を有している者。
- (4) 「本公募による手続きの開始」から「選定結果の通知の日」までの間に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (5) 平成 2 2 年 4 月 1 日以降に完了した業務で、ボイラー・タービン式発電設備を有する一般廃棄物焼却施設の、P F I 又は D B O 方式による整備に係る設計・施工監理業務について、元請として実績を有する者。
- (6) 仕様書(第Ⅱ編 第 2 章 1 管理技術者等の配置と資格等の要件)に示す要件を満たせる者。

3 応募手続き等

応募手続き等の詳細は、「新潟市新亀田清掃センター整備に係る設計・施工監理業務委託 プロポーザル実施要領」（以下、「要領」という。）による。

(1) 問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 本館 2 階
新潟市環境部循環社会推進課 管理グループ
TEL:025-226-1423 FAX:025-222-7032
E-mail:junsui@city.niigata.lg.jp

(2) 要領等の入手方法

下記 URL からダウンロードすること。

＜焼却施設の統合及び亀田清掃センターの更新＞

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/gomishigen/gomishisetsu/shinkamedai/index.html>

(3) 要領、仕様書等についての質問書の提出期限、場所及び提出方法

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 3 時までに、上記 3 (1) に電子メールにより提出すること。

(4) 参加申請書類の提出期限、場所及び提出方法

令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時までに、上記 3 (1) に持参又は郵送（必着）すること。

(5) 提案書等の提出期限、場所及び提出方法

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時までに、上記 3 (1) に持参又は郵送（必着）すること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

令和 7 年 7 月 2 日（水）に、提案書等に関し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間等詳細については本市より別途通知する。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- 提出書類に虚偽の記載をした者又は要領に示す事項に違反する記載をした場合。
- 提案書の提出期限までに到着しなかった場合。
- 提案書の記載事項中、金額や申請者の氏名その他主要な事項が識別しがたい記載をした場合。
- 本件について 2 以上の提案（本人およびその代理人がした提案を合わせたものを含む。）をした場合。
- 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正行為を行ったと認められる場合。
- 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合。

- 「本公募による手続きの開始」から「選定結果の通知の日」の間に選定委員又は事務局に不正な接触を行った場合。
- 「選定結果の通知の日」から「委託契約締結」までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けた場合。
- その他、要領に関する条件に違反した場合。

(8) その他

- 本件に係る手続き並びに契約手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- 参加者又はその代理人は、要領に係る手続きについて他の参加者の代理人となることができない。
- 不正の提案が行われる恐れがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由が生じたときは、本件を中止し、または期日を延期することがある。
- 談合情報等により、公正な選定が行われないおそれがあると認められるときは、本件を中止し、または期日を延期することがある。
- 業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合がある。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合がある。
- 本件工事は、令和7年6月議会において、契約議案を上程する予定としているが、議決に至らない場合は、本業務の発注は取りやめるものとし、その場合、市は一切の責任を負わないものとする。
- 本件に参加するための費用は、提案者の負担とする。
- 契約保証金は、契約条項に定めるところによる。